

2019年度ゴールデンウィークの 医療提供体制について

4月27日（土）まで通常診療を行います

4/28 (日)	休
4/29 (月)	休
4/30 (火)	通常診療 呼吸器外科のみ休診
5/1 (水)	休
5/2 (木)	通常診療 皮膚科午後休診
5/3 (金)	休
5/4 (土)	休
5/5 (日)	休
5/6 (月)	休

4/30・5/2の整形外科は、
新患、ご紹介の方のみ

5月 7日（火）から通常診療を行います